

1. 事業の概要

平成25年6月に外来生物法が改正され、新たに、交雑種の規制、学術研究の目的で行う特定外来生物の放出等の許可、輸入品等の検査及び消毒等の命令が行えることとなった。改正外来生物法の適正な執行を確保するとともに、生物多様性条約第10回締約国会議で決議された愛知目標（※）の達成に向け、以下の事業を実施する。

（※）愛知目標 個別目標9：2020年までに侵略的外来種とその定着経路が特定され、優先順位付けられ、優先度の高い種が制御され又は根絶される。また、侵略的外来種の導入又は定着を防止するために定着経路を管理するための対策が講じられる。

（1）特定外来生物等の選定及び調査

- ①平成25年度中に作成する外来種被害防止行動計画（仮称）及び侵略的外来種リスト（仮称）も踏まえ、交雑種も含め、対策の優先度の高い外来生物を特定外来生物に追加指定するため、情報収集を行い、専門家会合等を開催。
- ②特に警戒すべき特定外来生物の分布状況についてモニタリング調査を実施。

（2）愛知目標達成のための外来種対策強化に係る調査・検討

改正外来生物法に基づく輸入品等の検査・消毒命令の効果的な実施に向け、輸入品等に付着して非意図的に導入される外来種について、非意図的導入のおそれが高い貨物の品目、それらの輸入経路や輸出国における管理状況等の把握を行う。収集した知見をもとに、より効果的な検査の体制や方法についての検討、改正外来生物法に基づき定められた消毒基準についての検証を行う。

2. 事業計画

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
特定外来生物等の選定・調査			リスト等 [※] 踏まえた追加指定				→
愛知目標達成のための外来種対策強化	行動計画・リスト策定	→	体制検討 消毒基準検証	→	-----→	見直し、目標達成状況のフォロー	→

3. 施策の効果

改正外来生物法による新たな制度を効果的に運用し、特定外来生物の適切な飼養等の規制や防除の推進に資するとともに、国内への特定外来生物等の導入の効果的・効率的な防止に資する。さらに、これらにより愛知目標が掲げる「優先度の高い種の制御、根絶」「侵略的外来種の特定」「防除の優先順位付け」「定着経路の管理」についての取組が強化されることで、目標の達成に資する。

外来生物対策管理事業

30百万円(31百万円)
支出先:民間団体等

外来生物対策をめぐる動向

- 外来種被害防止行動計画(H25年度中に策定)
 - ・国、地方自治体など各主体の役割
 - ・対策の優先度の考え方 等
- 侵略的外来種リスト(H25年度中に策定)
 - ・侵略的外来種の特定

- 外来生物法の改正
(H25.6公布、H26.6施行予定)
 - ・交雑種の規制
 - ・輸入品等の検査、特定外来生物が付着している輸入品等の消毒命令 等

優先度を踏まえた
特定外来生物の指定と
計画的な対策の実施

- 対策の優先度の高い外来生物の追加指定
- 法改正に伴う交雑種の指定



ニホンザル
(在来種)



アカゲザル
(特定外来生物)



交雑により生じた生物

水際対策の強化などによる
改正外来生物法の効果的な運用

- 非意図的に導入される特定外来生物の導入経路の特定・管理の強化
- 効果的な検査体制・方法の検討
- 消毒基準の検証
- 港湾地域等のモニタリング

我が国の生物多様性保全
愛知目標の達成

